

第68回教育研究評議会議事録（要録）

平成22. 3. 16（火）16:00～17:36

場所：本部棟5F1会議室

出席者	浅原, 上, 山根, 岡本, 河本, 坂越, 佐藤(正), 西村, 吹春, 河野, 檜原, 宇田川, 曾田, 棚橋, 深田, 富岡, 出口, 江幡, 高萩, 吉田, 江坂, 古澤, 小林, 池田, 平野, 神谷, 越智, 鎌田, 谷口, 山本, 相原, 檜山, 浮田, 澤, 吉川, 黒田 以上評議員 36人
欠席者	高田, 太田, 富永, 田中, 杉本
オブザーバー	春日, 金田, 坂下, 香川, 上田, 佐藤(利), 土屋, 藤岡, 渡邊, 星野, 松岡, 児島, 高橋, 坂田, 三井, 相田, 竹内

(議事)

1. 学生の懲戒について ----- 別紙1
 (学長提案・説明)
 (教育研究評議会メンバーのみによる審議。関係職員のみオブザーバー出席)

広島大学学生懲戒指針に基づき、本学学生の懲戒処分について提案・説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。

2. 平成22年度年度計画について ----- 別紙2
 (学長提案・説明)

第二期中期目標期間(平成22年度～平成27年度)の年度計画案を基に作成した「平成22年度年度計画(案)」について提案・説明があり、審議の結果、原案どおり承認し、役員会(経営に関する部分については経営協議会へ付議した後)へ付議することとした。

3. 新国際化推進体制について ----- 別紙3
 (学長提案・説明)

国際交流活動を、より全学的立場から戦略的に推進するとともに組織的な体制を強化するため、学長の下に全学組織として「国際交流推進機構」及び「国際センター」を設置し、全学的な視点から戦略的な国際交流活動を推進していくことについて提案・説明があり、審議の結果、原案どおり承認し、3月開催の経営協議会、役員会に付議することとした。

4. 社会連携推進機構の改組について ----- 別紙4
 (岡本理事・副学長(社会連携・広報・情報担当)提案・説明)

「社会貢献」のミッションを担う社会連携推進機構が、今後、その役割を果たしていくためには、ヒト、モノ、カネの一体的な運用を図り、健全かつ効率的な組織として運営できることが必要であるとして、同機構を改組することについて提案・説明があり、審議の結果、原案どおり承認し、3月開催の経営協議会、役員会に付議することとした。

5. 学生の表彰について ----- 別紙5
 (坂越副学長(学生支援・附属学校担当)(学生表彰審査会委員長)提案・説明)

広島大学学生表彰規則に基づき、各学部長等から推薦のあった表彰対象者39件(64名)に対し、同規則に基づき設置した審査会における審査の結果、候補者となった34件(59名)を表彰することについて提案・説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。

6. 広島大学学則等の改正等について ----- 別紙6
 (学長提案・河本理事(財務・総務担当), 山根理事・副学長(研究担当)説明)

教育研究組織の設置・改廃等、学部の入学定員等の改訂、大学院の専攻の再編及び新設に伴う以下の諸規則の改正等について提案・説明があり、審議の結果、原案どおり承認し、次のとおり制定・施行することとした。

○3月18日開催の経営協議会及び役員会の承認を経て、中期計画の承認日をもって制定し、

平成 22 年 4 月 1 日から施行する規則

- ・ 広島大学学則の一部を改正する規則
- ・ 広島大学教養教育本部規則
- ・ 広島大学国際交流推進機構規則
- ・ 広島大学国際センター規則
- ・ 広島大学現代インド研究センター規則
- ・ 広島大学社会連携推進機構規則の一部を改正する規則
- ・ 広島大学産学・地域連携センター規則

○中期計画の承認日をもって制定し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する規則

- ・ 広島大学通則の一部を改正する規則
- ・ 広島大学大学院規則の一部を改正する規則
- ・ 広島大学学位規則の一部を改正する規則

○広島大学学則の一部を改正する規則の改正日をもって制定し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する規則

- ・ 広島大学の講座、学科目、研究部門及び診療科等規則の一部を改正する規則
- ・ 広島大学部局運営規則の一部を改正する規則
- ・ 広島大学放射光科学研究センター規則の一部を改正する規則

なお、別紙 6－9 国際センター規則について、留学生センター長から業務内容は研究面も盛り込む必要があるのではないかと意見があった。

7. 広島大学学生交流規則の一部改正について ----- 別紙 7
(学長提案・上理事・副学長(教育担当)説明)

特別聴講学生の履修単位数の上限を撤廃することに伴う広島大学学生交流規則の改正について提案・説明があり、審議の結果、原案どおり承認し、本日付けで制定の上、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。

8. 就業規則及び関連規則の改正について ----- 別紙 8
(学長提案・河本理事(財務・総務担当)説明)

平成 22 年度に向けた人事制度の改正に伴う就業規則及び関連規則の改正について提案・説明があり、審議の結果、原案どおり承認し、役員会(経営に直接関係する規則については経営協議会へ付議した後)へ付議することとした。

9. その他

学長より国際センター規則及び産学・地域連携センター規則の改正に伴い、留学生センター長は国際センター長に、産学連携センター長は産学・地域連携センター長になるため、本学教育研究評議会の評議員の選出に関する申し合わせの変更について提案・説明があり、審議の結果、これを了承した。

(報告)

1. セキュリティインシデントに対するメディアセンター行動指針について----- 資料 1
(岡本理事・副学長(社会連携・広報・情報担当)及び相原情報メディア教育研究センター長報告)

情報メディア教育研究センターが運用・管理を行っている電子メールサーバ、Web サーバ、キャンパスネットワーク等の利用において、センターアカウントの不正利用(盗用、貸し借り)、P2P ファイル共有ソフトの利用、ネットワークを経由したコンピュータの不正利用(SPAM メールの送信、電子メールの不正中継、その他)などのセキュリティインシデントを発見した際、メディアセンターが取る行動(センターアカウントの停止及び通信制限など)について定めた旨報告があった。

2. 広島大学寄附講座の設置について----- 資料 2
(学長及び河野医学部長報告)

「広島大学寄附講座及び寄附研究部門規則」に基づき、医学部に寄附講座「地域医療システム学講座」(平成 22 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の 4 年間)の設置を決定した旨報告があった。

3. 学生の懲戒（不正受験）処分後における修学指導について----- 口頭報告
（学長及び関係部局長報告）

平成21年3月10日及び平成21年10月20日開催の教育研究評議会において処分を行った学生の懲戒処分後における修学指導について関係部局長から報告があった。

4. 全学統一ID基盤の整備に伴う学外者への対応について----- 資料3
（河本理事（財務・総務担当）報告）

全学統一ID基盤の整備に伴う学外者への対応について報告があり、運用に当たっては、学外者については既存のデータがないため、新たに「広島大学統一ID管理システム」に登録するための必要な情報を各部局等から提出していただきたいので、関係者の方々に協力をお願いしたい旨依頼があった。

5. 事務・技術系の職員に係る適正な労働時間管理の徹底等について----- 資料4
（河本理事（財務・総務担当）報告）

広島中央労働基準監督署から本学の労働基準法違反に対する是正勧告及び指導があり、今回（平21.11.18）が3度目であるため、今後さらに、同監督署による調査等により未だ改善が図られていないことが判明した場合には、書類送検等される恐れもあり、改めて適正な労働時間管理の徹底と教員等への理解・協力について依頼があった。

6. 学生の授業評価アンケートについて

学生の授業評価アンケートについて、今年度から紙媒体から電子入力に変更になったが、入力率が非常に悪いので、改善する必要があるのではないかと意見が出され、上理事・副学長（教育担当）から入力率上昇に向け、工夫・努力する旨発言があった。

（資料配付による報告）

次の各事項については、配付資料をもって報告に代えた。

1. 平成22年度「広島大学地域貢献研究」の採択研究プロジェクトについて 配付資料1
（地域連携センター）

2. 各種表彰等の受賞者について ----- 配付資料2
（財務・総務室）

以上（資料添付略）